

水道メーターの口径を変更する 給水装置工事の申請について

「水栓番号」と「需要者番号」が異なる給水装置については、今後の管理面やわかりやすさを考慮し、番号の統一を図っていきたくて考えております。

そこで、水道メーターの口径変更を伴う給水装置工事で、「水栓番号」と「需要者番号」が異なるものについては、関係書類の作成・提出について工事申込者の意向を確認のうえ、既設給水装置を廃止していただき、「新設工事」として申請してくださるようお願いいたします。

※不明な点は、担当職員にお問い合わせください。

水道メーターの口径変更を伴う工事

「水栓番号」と「需要者番号」が違う

番号が同じ場合

既設給水装置の廃止
○「給水装置廃止届」の提出

水道利用加入金の免除
○「水道利用加入金減額申請書」の提出

給水装置工事の種類を「新設」とする。
○「給水装置工事施行承認願」の提出

「改造工事」として申請